

【お知らせ】全体・インフレスライドと単品スライドの併用について

近年、公共工事設計労務単価の改正に伴い、インフレスライド条項（契約書第26条第6項）に基づき請負代金額の変更を行っておりますが、資材価格の急激な高騰等により、さらに請負代金額が不相当となる場合においては、単品スライド条項（契約書第26条第5項）も合わせて適用し、請負代金額の変更を行うことが可能です。

なお、全体スライド条項（契約書第26条第1～4項）と単品スライド条項を合わせて適用することも可能です。

各スライド条項の適用条件など具体的な運用につきましては、近畿地方整備局ホームページで公開している各スライドマニュアルをご参照下さい。

(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html)

